



## 静岡市及び札幌市との災害時相互応援 に関する覚書の締結について

## 1 趣旨

川崎上下水道局では、地震等の大規模災害を想定して、静岡市上下水道局及び札幌市水道局と相互に公益社団法人日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」で定義された情報連絡調整担当水道事業体として、他都市への応援要請に関するコーディネイト等の活動を行うことについて合意し、次のとおり覚書を締結することとなりました。

## 2 覚書の締結式

(1) 静岡市上下水道局との締結

日 時: 平成30年 1月22日(月)14:00~14:30

場 所: 静岡市上下水道局庁舎 3階 災害対策本部室

出席者: 静岡市公営企業管理者

川崎市上下水道事業管理者

(2) 札幌市水道局との締結

日 時: 平成30年 1月25日(木)15:30~16:00

場 所: 札幌市水道局庁舎 4階 大会議室

出席者: 札幌市水道事業管理者

川崎市上下水道事業管理者

## 3 覚書の概要・効果等

○ 情報連絡調整担当水道事業体の役割

発災直後は、被災水道事業体自らが被害情報や応援要請を発信することが困難なため、 発災時に被災水道事業体に赴き、他都市への応援要請に関するコーディネーターの役割を 担います。

○ 情報連絡調整担当水道事業体の効果

情報連絡調整担当水道事業体を設けることで、発災直後の被災水道事業体の負担を軽減することができます。これにより、被災水道事業体は被害状況の把握、施設の応急復旧等の喫緊の課題に集中することが可能となります。

また、覚書において震度6強以上の地震が発生した際には要請がなくても自動的に被災水道事業体に赴くこととしたため、迅速な災害支援が可能となります。

○ 今後の対応

応急給水、応急復旧等の実践的な訓練に加えて、情報連絡調整担当水道事業体としての 訓練を行います。覚書を締結し、情報連絡調整担当水道事業体として正式に位置付けるこ とにより、両市間だけでなく他都市も含めた広域的な訓練を行うことが可能となります。 これらの活動を通じて、事業体間の相互理解を更に深め、より迅速かつ効果的な災害支援 ができる体制を構築していきます。

【問い合わせ先】川崎市上下水道局

水道部水道管理課 担当:筒井 電話 044-200-3145